

各許認可等事務の審査基準及び標準処理期間の設定について

(所沢市街づくり計画部建築指導課所管分)

令和2年8月版

所 沢 市

《 許認可等の審査基準及び標準処理期間について 》

1. 目的

行政手続法第5条、第6条及び所沢市行政手続条例（平成11年条例第3号）第5条、第6条により、許認可等の審査基準の明確化及び行政処分までに要する標準的な期間の設定、公表が求められていることを踏まえ、行政事務の透明性、明確性を図るために、所沢市街づくり計画部建築指導課の所管する許認可等について、審査基準及び標準処理期間を定めました。

2. 審査基準の設定等について

許認可等の事務における審査基準の設定状況については、別紙の一覧表及び個表のとおりです。審査における判断基準として活用している指針、技術的助言などについては、各許認可等の申請にあたって、留意が必要な事項になります。

なお、建築計画は、個々の建築物の敷地、構造、設備、周辺環境等を考慮して判断する必要があるため、全ての許認可等の事務に関し、一律的な審査基準を設定することはできません。

このことも踏まえ、各許認可等の事務の審査基準の設定の有無及び未設定の場合の主な理由は次のとおり分類しています。

■審査基準の設定について

「法令」・・・法令で判断基準が示されているため、審査基準の設定を行っていない。

「設定」・・・法令の他に審査基準を設定している。

「未設定」・・・審査基準を設定していない。

■審査基準を未設定とした場合の理由について

審査基準を未設定にしている主な理由は、次の（1）若しくは（2）のいずれかの理由又は（1）及び（2）の理由（（3））によります。

- （1）事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい。
- （2）建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難です。
- （3）上記（1）及び（2）による。

3. 標準処理期間の設定について

許認可等の申請に対する処分について、事務処理に要する標準期間を明確にすることによって、行政事務の透明性、明確性を出来る限り確保するよう努めることとしました。

なお、許認可等の事務については、次の理由によって標準処理期間を定めることの実益が乏しい場合や困難な場合があります。

このことについて、標準処理期間の設定を未設定とする主な理由は、以下のとおりです。

- （1）事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。
- （2）建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
- （3）上記（1）及び（2）による。

4. 標準処理期間の算定

標準処理期間の算定は、申請及び申請に必要な関係書類等が、事務所（建築指導課窓口）に提出された日の翌日から起算して、申請者に許認可等に係る行政処分を行う日までの日数として算定しています。

ただし、次の期間は、標準処理期間には含まれません。

- (1) 所沢市の休日を定める条例（平成元年条例第39号）に該当する市の休日
- (2) 申請に不備があった場合の補正に要する期間
- (3) 申請の途中で申請内容の変更があった場合に要した期間
- (4) 審査、検査のために必要となった書類、資料等の追加又は工事に要した期間
- (5) 公聴会の開催等利害関係者の意見聴取に要する期間

5. 留意事項

許認可等の申請については、概ね事前相談を踏まえて申請が行われており、標準処理期間の設定にあたっては、事前相談を受けた後に申請された物件の事務処理期間の実績を踏まえて設定を行っている点に留意が必要です。

このため、許認可等の申請について、不備等が多い場合は、設定した標準処理期間内に許認可等の事務処理を行うことが困難となります。